

<資料編>

- 1 県や国における法制度等の動き
- 2 用語の説明
- 3 千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会委員名簿
- 4 第三次千葉県地域福祉支援計画策定の経緯

1. 県や国における法制度等の動き

年度	法制度等の施行状況	主な内容
S52	県 地域ぐるみ福祉活動推進事業を実施	住民に身近な小域福祉圏（小中学校区）に地域福祉推進組織の設置を進め（後の地区社会福祉協議会）、ふれあい・いきいきサロンや見守り活動等の互助活動支援に取り組んだ。
S61	県 千葉県地域福祉ぐるみ福祉推進計画を策定 (H3, H8, H13 と 3 度改正)	地域ネットワークづくりの「基本指針」を示し、地域福祉の担い手である地域住民、団体、県、市町村の共通の「行動指針」となった。 (三層福祉圏の設定、ボランティア活動の推進、ネットワークづくり、各福祉圏域の推進体制整備等)
	県 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業を官民協働で実施	県内全域に「小域福祉圏」「基本福祉圏」「広域福祉圏」の「三層の福祉圏」を設定し、それぞれの圏域において地域福祉推進の母体となる組織づくりを支援し、県民の福祉活動への参加とネットワーク化を推進した。
H3	県 地域ぐるみ福祉総合推進計画策定	ネットワークの強化、在宅福祉サービスの充実、福祉のまちづくり・社会参加の促進等
H8	県 ちば新時代地域ぐるみ福祉推進総合計画策定	要援護者に対する支援体制の確立、福祉サービスの充実等
H12	国 介護保険法の施行	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである「介護保険制度」が施行された。自立支援を理念とし、利用者本位、社会保険方式を採用した制度であり、市町村が保険者となったため福祉における市町村の役割の重要性を一層高めた。
	国 社会福祉法の施行(社会福祉事業法の改正)	地域での生活を総合的に支援する地域福祉の推進が法的に位置付けられたほか、市町村には「地方福祉計画」、都道府県には「地方福祉支援計画」の策定が努力義務とされた。
H13	県 新世紀地域ぐるみ福祉推進計画策定	地域コミュニティづくり、多様な福祉ニーズへの対応等
H15	国 障害者支援費制度の施行	ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまでの行政主体の「措置制度」を改め、障害者の自己決定に基づきサービスの利用ができる「支援費制度」が始まった。
H16	県 千葉県地域福祉支援計画を策定	①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域でくらすことのできるという「新たな地域福祉像」を提示し、中核地域生活支援ネットワークや地域福祉フォーラム等の具体的施策を盛り込んだ。

H18	国 障害者自立支援法の施行	障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず一元的に福祉サービスを利用できる仕組みが構築されたほか、市町村が主体性を発揮して、地域のニーズに応じて総合的かつ計画的にサービスを提供する体制が整えられた。
	国 改正介護保険法の施行	新予防給付や地域支援事業など予防重視型システムの確立を目指すほか、小規模多機能居宅介護などの地域密着型サービスが創設された。また、総合相談支援等の機能を持つ地域包括ケアセンターの設置を進めることとされた。
H19	県 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を施行	障害のある人に対する理解を広げて差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成 18 年 10 月に制定、平成 19 年 7 月に施行。何が差別にあたるのかを医療、福祉等の 8 つの分野別に定義し、①個別事案を解決する仕組、②差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組、③障害のある人に優しい取組を応援する仕組、の 3 つの仕組みから構成される。
H20	国 これからの地域福祉のあり方に関する研究会が報告書を公表	「地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上で、自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大・強化することが求められる」等の提言があった。
H22	県 第二次千葉県地域福祉支援計画を策定	基本理念として「互いに支え合い、安心して暮せる地域社会」を目指すことを掲げ、取組の方向性（5 つのポイント）に従い、各種施策に取り組むこととした。
H24	国 社会保障制度改革推進法の施行	持続可能な社会保障制度を確立するために、社会保障改革の基本的な考え方、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野における社会保障制度改革の基本方針や、改革に必要な事項を審議する社会保障制度改革国民会議の設置等が定められた。
	国 改正介護保険法の施行	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めることとなった。

H25	国 障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法の改正)	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとされた。
	国 社会保障改革プログラム法の成立	社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、社会保障制度（少子化対策、医療・介護制度等）の改革の全体像・進め方を明示した。
H26	国 改正生活保護法の施行	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずることとされた。
	国 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進するとされた。
	国 社会福祉法人の在り方等に関する検討会が報告書を公表	社会福祉法人制度の見直しについて、地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人の規模拡大・協働化、法人運営の透明性の確保、法人の監督の見直し等に係る提言があった。
H27	国 改正介護保険法の施行	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実等）や全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行して多様化するなど、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされた。
	国 生活困窮者自立支援法の施行	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うため、所要の措置を講ずることとされた。
	国 子ども・子育て関連3法の施行（子ども・子育て支援新制度）	市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育や、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとされた。